



since 1924 ~ 2024

学校法人淀之水学院 創立 100 周年 記念事業 寄附金募集 趣意書

令和 4 年 5 月 7 日

学校法人淀之水学院 昇陽中学校・高等学校 理事長・校長 竹下健治

本学院は、大正 13 年（1924 年）3 月 27 日、淀之水女学校として大阪府西成郡豊崎町北長柄（現大阪市北区）に創立者吉川竹三郎氏が開学し、翌 1925 年には此花区西島町（現・西島）に移転しました。

昭和 19 年（1944 年）5 月には財団法人淀之水高等女学校設立登記し木村幸次郎理事長が就任しました。

昭和 24 年（1949 年）4 月には現在地（大阪市此花区朝日）に校舎を建てて移転し、73 年が経過します。

近年においては、平成 11 年（1999 年）4 月に福祉科（現在大阪府内で本校と府立 1 校のみ）を設置し、平成 21 年 4 月には中学校を併設し、平成 22 年（2009 年）からは女子校から男女共学校となり学校名を現在の「昇陽中学校・高等学校」として新たな道を歩んでいます。

建学の精神である「奉仕のこころ」、また教育方針である「For Others」の精神で世界の人々のために生き、人々から求められ貢献できる人材の育成を目指してきました。

たとえば言うならば、「一隅を照らす人」を育成する。どんな環境であっても、人々と共にあり、人々を照らす存在になってほしい、そのような新しいリーダーの育成です。

有名大学への進学実績や部活動も盛んで全国大会で好成績を誇り、主な出身者としては作家の田辺聖子さん、リオ・東京・オリンピックに出場した卓球の伊藤美誠選手ほか多数います。これまで、24,278 人の高校卒業生を輩出し、現在は、在籍生徒数約 1000 名のスケールで、この少子化にあって近年は入学生の増加を果たし、大阪の歴史のある公教育の一翼を担っています。

これまでおよそ 100 年にわたり大阪の地で実学を中心に教育を実践し、令和 6 年（2024 年）に創立 100 周年を迎えます。

創立 100 周年を迎えるにあたり、学院では、10 年後（前期 5 年・後期 5 年）のあるべき姿「中長期計画ビジョン SHOYO NEXT 10 YEARS」を策定し、令和 4 年度からスタートさせ、未来に向けて、「人々のために生きる・求められ貢献できる人材づくり」を行って参ります。

中長期計画ビジョンでの昇陽中学校・高等学校は、3つのフィールド（進学フィールド、文武両道フィールド、キャリアフィールド）が重なり、8つのコース（特進コース、進学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース、看護・医療系進学コース、IT フロンティアコース、ビジネス/公務員チャレンジコース、パティシエコース、保育教育コース、福祉コース）の特色ある教育課程、体験学習、実習体験や学校行事や文武両道の各部活動などで「見えない学力（教養、論理力、発信力など）」やレジリエンス（やり抜く力）を育成し、面倒見がよく徹底して生徒育成にこだわる学校を目指します。

この大きなビジョン遂行のため、創立 100 周年記念事業として体育館や食堂の改修、各館トイレ、全教室プロジェクター完全配備、城山キャンパスの整備・改修など生徒にとって学びやすい学習環境とするために新たな施設・整備を実現したいと考えています。

教育環境の整備を図り、生徒たちが安心して勉強やクラブ活動に励める環境をつくりの充実を進めてまいります。

何卒、この 100 周年記念事業の完遂のため、皆様方の絶大なるご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。教職員が一丸となって生徒たちを支えていく所存でございます。

ご卒業生及び学院関係者の皆様方におかれましては、このたびの趣旨にご理解とご賛同いただき、学院発展のため誠に恐縮ながらご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 以上

学校法人淀之水学院 創立 100 周年 記念事業 寄附金 募集要項

1. 寄附金の名称・目的・使途

名 称 : 学校法人淀之水学院 創立 100 周年 記念事業寄附金

目的・使途 : 令和 6 年の創立 100 周年記念事業として体育館や食堂の改修、各館トイレ、全教室プロジェクター完全配備、城山キャンパスの整備・改修などの施設充実を図ると共に、昇陽中学校・高等学校における今後 10 年の「中長期計画ビジョン」の実現に向けて、教育研究活動の一層の振興・充実を図るため、その経費として活用する。

2. 寄附金の募集目標額・募集の区域・対象

募集目標額 5,000 万円

個人様 : 一口 1 万円 以上、 法人様 : 10 万円 以上、
なお、上記を目安としますがいくらでもお受けします、上限は設けません。

募集区域 本学院の教育に賛同する全国の個人・企業法人の皆様

募集対象 教職員はもとより、卒業生の皆様、在校生保護者の皆様、
本学院の教育に賛同する全国の個人・企業法人の皆様

3. 寄附金の募集期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで 5 年間

なお、令和 6 年 1 0 月の記念式典日までにおける特別措置は、次のとおりです。

1 万円以上のご寄附の場合は、ご希望により記念式典へのご招待券をお渡しします。

3 万円以上のご寄附の場合は、加えてご希望により記念祝賀会へのご招待券をお渡しします。

大きな会場を用意しますが先着順で会場定員の範囲内とします。

4. 寄附の申込先 (寄附申込書)

寄附申込書に必要事項をご記入いただき、学院事務室宛に送付をお願いいたします。

申し込みされた方に、寄附入金先をご案内いたしますので、指定の金融機関の口座に寄附金をご入金ください。 窓口を持参される方は、直接、学院事務室までご持参ください。

〒554-0011 大阪市此花区朝日一丁目1番9号

学校法人淀之水学院 昇陽中学校・高等学校 事務室寄附金担当

電話 06-6461-0091 FAX 06-6465-0336

5. 寄附金振込方法

下記口座にお振込み下さい。

郵便局でのお払込み 口座名義 学校法人淀之水学院 (ガク) ヨドノミズガクイン)

口座番号 00980 - 6 - 326505

同封の払込取扱票にて振込みの場合は手数料はかかりません。

銀 行でのお払込み 口座名義 学校法人淀之水学院 (ガッコウホウジン ヨドノミズガクイン)

口座番号 三菱UFJ銀行 四貫島支店 普通預金 0162775

6. 個人情報の取扱いについて

本学院が募集に際して取得した個人情報は、寄附金に係る事務のみに使用し、目的以外の使用及び第三者への提供はいたしません。

7. 寄附金に対する **個人様** の所得税の優遇措置は、次のとおりです。

また、大阪府内・大阪市内にお住まいの方は、所得税の優遇措置とは別に翌年度の個人住民税（大阪府民税・大阪市民税）の優遇措置が受けることができます。

個人様の所得税の優遇措置

個人様が学校法人に対して寄附をしていただいた場合には、確定申告を行うことによって、所得税の寄附金控除の措置を受けることができます。

寄附金控除の制度には「税額控除」と「所得控除」との2種類があり、確定申告を行う際に、寄附者様ご自身において、いずれか一方を選択いただくことになります。

控除額は、個人の所得、税額、寄附金額などの条件によって異なりますが、一定額までの寄附であれば、「税額控除」を適用した方が、控除される金額は大きくなります。

・ 「税額控除」

1月1日から12月31日までの寄附金総支出額（年間総所得金額等の40%が上限）から2,000円を差し引いた額の40%相当額が、その年の所得税額から控除されます。（控除対象額は、所得税額の25%が上限）

* $(\text{寄附金総支出額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{寄附金による税額控除額} \cdots \text{所得税額から控除}$

(例) 給与収入600万円の方が1万円寄附された場合

(給与所得控除・基礎控除のみ勘案した場合)

「税額控除」 : $(\text{寄附金} 1 \text{万円} - \text{自己負担額} 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$

還付金額 : 3,200円

所得税と 個人住民税（大阪府民税・大阪市民税） の優遇措置の例

(所得額等によって変わることがあります)

① 大阪市民の保護者や卒業生が10,000円を寄附した場合。

$10,000 \text{円} - 2,000 \text{円} = 8,000 \text{円}$

$8,000 \text{円} \times 8\% \text{ (大阪市民税)} = 640 \text{円}$

$8,000 \text{円} \times 2\% \text{ (大阪府民税)} = 160 \text{円}$ 合計800円の控除

所得税控除3,200円 + 個人住民税800円 = 控除額合計 4,000円

② 大阪市民以外の大阪府下の市町村の住民は所得税控除3,200円と府民税4%320円。

③ 堺市民は、所得税控除3,200円と府民税2%160円。

なお、住民税だけを申告する場合は、税務署への確定申告ではなく、市役所に申告します。

・ 「所得控除」

1月1日から12月31日までの寄附金総支出額（年間総所得金額等の40%が上限）から2,000円を差し引いた額の40%相当額が、その年の課税所得金額から控除されます。

* $\text{寄附金総支出額} - 2,000 \text{円} = \text{寄附金控除額} \cdots \text{課税所得金額から控除}$

(例) 給与収入600万円の方が1万円寄附された場合

「所得控除」 : $(\text{寄附金} 1 \text{万円} - \text{自己負担額} 2,000 \text{円}) = 8,000 \text{円}$

還付金額 : $8,000 \text{円} \times 20\% = 1,600 \text{円}$

*各人の収入によって5%～45%の範囲で変動します。

○ 寄附金控除のお手続きについて

「税額控除」か「所得控除」をご自身で選択してください。

いずれの場合も、ご寄附いただいた翌年に所轄税務署で確定申告を行って下さい。

お申込書に従い、ご入金を確認され次第、本学院より、次の書類を送付させていただきますので、寄附者様ご自身で、寄附いただいた翌年に所轄税務署で確定申告にて税額の還付手続きをお取り下さい。

- ① 税額控除の場合 : 「税額控除に係る証明書 (写)」と「寄附金領収書」
- ② 所得控除の場合 : 「特定公益増進法人証明書 (写)」と「寄附金領収書」

■ 寄付金控除額の目安 (単位: 円) 控除額はあくまでも目安です。ご参考としてください。

課税所得金額	3,000,000		5,000,000		7,000,000		10,000,000	
寄付金額	還付金額		還付金額		還付金額		還付金額	
	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
10,000	3,200	800	3,200	1,600	3,200	1,840	3,200	2,640
30,000	11,200	2,800	11,200	5,600	11,200	6,440	11,200	9,240
50,000	19,200	4,800	19,200	9,600	19,200	11,040	19,200	15,840
100,000	39,200	9,800	39,200	19,600	39,200	22,540	39,200	32,340
300,000	50,625	29,800	119,200	59,600	119,200	68,540	119,200	98,340
500,000	50,625	49,800	143,125	99,600	199,200	114,540	199,200	164,340
700,000	50,625	69,800	143,125	139,600	243,500	160,540	279,200	230,340
1,000,000	50,625	99,800	143,125	199,600	243,500	229,540	399,200	329,340

※ 課税所得金額とは、給与所得金額 (給与収入金額 - 給与所得控除額) から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

(参考) 寄附金の種類と申告に必要な書類

寄附金の種類	申告に必要な書類	
個人様	寄附金 (税額控除)	: 税額控除に係る証明書 本学院の寄附金領収書
	寄附金 (所得控除)	: 特定公益増進法人証明書 本学院の寄附金領収書
企業法人様	特定公益増進法人寄附金	: 特定公益増進法人証明書 本学院の寄附金領収書
	受配者指定寄附金	: 私学事業団の寄附金受領書

8. 寄附金に対する **企業法人様** の法人税の優遇措置は、次のとおりです。

法人税法に基づいて、

- ① 日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団という）が取扱う「受配者指定寄附金」（寄附金の全額を損金扱い） と、
- ② 受配者指定寄附金制度を利用せずに本学院 に直接寄附する「特定公益増進法人」（寄附金の一定限度額までの損金扱い） の2種類の優遇措置があります。

① 受配者指定寄附金

この制度は、私学事業団が寄附金を受け入れ、寄附者様の指定した私立学校へ寄附金を配布する制度で、寄附金全額が当該事業年度の損金に算入できます。

・ 寄附申込書とお振込み

寄附のお申込は、私学事業団所定の「寄附申込書」に必要事項をご記入いただき、本学院を通して私学事業団への手続きを行いますので、学院事務室までご返送ください。

申し込みされた方に、寄附金入金先をご案内いたしますので、指定の金融機関の口座に寄附金をご入金ください。窓口を持参される方は、直接、学院事務室までご持参ください。

寄附金は、本学院経由で、私学事業団(淀之水学院専用口座番号宛)へ入金させていただきます。私学事業団より、入金確認後、受領書(税控除用)等の書類が送付されます。

・ 寄附金控除のお手続き

損金算入手続きには私学事業団発行の「寄附金受領書」が必要で、本学院を経由して発送いたします。その際、寄附金の領収日は私学事業団指定口座に寄附金が入金された日となります。

また、寄附金受領書が寄附者様のお手元に届くまでに1ヶ月程度かかりますので、決算日の3ヶ月前までに寄附の申込みをいただくようお願いします。

寄附金の減免税措置は、寄附金を支出した日の属する事業年度を過ぎると、その年度の損金算入が認められなくなりますのでご注意ください。

② 特定公益増進法人寄附金

この制度は、本学院が大阪府教育長から「特定公益増進法人」であることの証明書をいただき、皆様から寄附金を受ける制度です。

・ 寄附申込書とお振込み

寄附申込書に必要事項をご記入いただき、学院事務室宛に送付をお願いいたします。

申し込みされた方に、寄附金入金先をご案内いたしますので、指定の金融機関の口座に寄附金をご入金ください。窓口を持参される方は、直接、学院事務室までご持参ください。

・ 寄附金控除のお手続き

損金算入限度額は、資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%×1/2 です。

申告書類として本学院からの「寄附金領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」をお送りいたします。

企業法人様の私学事業団への申込書 (学院を経由する 企業法人→淀之水学院→私学事業団)

(様式 1-1)

寄 付 申 込 書

私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設置する学校教育法第 1 条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第 6 4 条第 4 項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清 家 篤 殿

(寄付申込者)

〒 ー

住所

電話番号

社名

代表者名

- | | | | |
|---|---------|------------|-------|
| 1 | 寄付金の額 | 金 | 円 |
| 2 | 寄付金払込期日 | 令和 | 年 月 日 |
| 3 | 指定学校法人 | 学校法人 淀之水学院 | |
| 4 | 確認事項 | | |

- ・当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。
 - ・税制上の不当な軽減を企図したものではありません。
 - ・子弟等の入学に関するものではありません。
 - ・反社会的勢力(※)との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。
- (※)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。

1. 本申込書は、学院事務室までご郵送ください。

学院を経由して共済事業団へ送付します。

〒 5 5 4 - 0 0 1 1 大阪市此花区朝日一丁目 1 番 9 号

学校法人淀之水学院 昇陽中学校・高等学校 事務室寄附金担当

電話 06-6461-0091 F A X 06-6465-0336

2. 送金方法で学院の金融機関への振込みを選択された場合は、次の口座にご入金ください。

郵便局でのお払込み 口座名義 学校法人淀之水学院 (ガク) ヨドノミズガクイン)

口座番号 0 0 9 8 0 - 6 - 3 2 6 5 0 5

同封の払込取扱票にて振込みの場合は手数料はかかりません。

銀行でのお払込み 口座名義 学校法人淀之水学院 (ガッコウホウジン ヨドノミズガクイン)

口座番号 三菱 UF J 銀行 四貫島支店 普通預金 0 1 6 2 7 7 5

(再掲)

○ 税制上の優遇制度

ご寄附いただきました金額につきましては、税制上の優遇措置を受けることができます。寄附金の入金確認後、領収書と寄付金控除にかかる証明書をお送りいたします。詳細につきましては、学校法人淀之水学院 昇陽中学校・高等学校 事務室寄附金担当までお問い合わせください。

1. 個人様の場合

個人様からのご寄附の場合、所得税の優遇措置については、次のどちらか有利な方を選択いただけます。

- 税額控除制度 : (寄附金額-2,000円) ×40% を所得税額から控除
- 所得控除制度 : (寄附金額-2,000円 ×所得税率) を総所得額から控除
*(所得税率は課税される年間所得により異なります)

なお、控除の対象となる寄附金額は、給与所得金額(総所得金額)の40%が上限です。

また、税額控除制度の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限です。

さらに、大阪府内や大阪市内にお住まいの方は、翌年度の個人住民税(大阪府民税・大阪市民税)の優遇措置を受けることができます。

2. 法人様の場合

企業等法人様からのご寄附の場合、次のどちらかで税制上の優遇措置を受けることができます。

- ・ 法人税法に基づき日本私立学校振興・共済事業団(以下、私学事業団という)が取扱う、「受配者指定寄付金」(寄付金の全額を損金扱い)制度と、
- ・ 受配者指定寄附金制度を利用せずに本学院に直接寄附する「特定公益増進法人」(寄附金の一定限度額までの損金扱い)制度 の2種類の優遇措置があります。